

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月22日
条例の題名	三重県公衆衛生審議会条例	公 布 日	平成13年3月27日
条 例 番 号	平成13年三重県条例第3号	直 近 改 正 日	なし
所管部局課	健康福祉部医療対策局健康づくり課	電 話 番 号	059-224-2294
条例の概要	公衆衛生に関する重要な事項を調査審議するため、三重県公衆衛生審議会を設置することを定めたものである。	条例の 類型	その他
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	審議会の目的である公衆衛生に関する重要な事項を調査審議することは、県民の健康の保持増進のために必要であり、現在も妥当である。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	行政が公衆衛生に関わる責務を遂行する限り、公的関与が必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	審議会は毎年開催されている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	公衆衛生審議会は、公衆衛生に関する重要な事項を調査審議するために設置する附属機関であり、地方自治法第138条の4に基づき条例で定める必要がある。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	本条例の規定は、所掌事務や組織など附属機関の設置に関する基本的事項を定めているものであり、条例で規定すべきと考える。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	当審議会は健康づくり基本計画を初め公衆衛生にかかわるすべての施策推進について諮問を行う必要不可欠な場であり、費用対効果の点においても適正である。
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	公衆衛生について、全ての県民に関わる事項を審議対象としている。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	委員任命については、各分野有識者に加え、一般県民の公募を実施している。
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれも満たし、改正の必要がないと考える。		無	無